

省エネルギー設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響緩和と脱炭素社会の実現に向けた中小企業の取り組みを後押しするため、本市の区域内（以下「市内」という。）の事業所が省エネルギー設備を更新する、又は再生可能エネルギー設備を導入する経費の一部を補助することを目的とした省エネルギー設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中小企業者等が行う高効率空調設備や太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内のエネルギー価格高騰の影響を受けた事業者を支援し、市内の事業者における省エネルギー対策の促進及び再生可能エネルギーの導入拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 事業所

市内に所在する事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。ただし、居宅・寄宿舍・共同住宅等の居住用建物は除く。

(3) 補助対象設備

次条に規定する省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備をいう。

(4) リース契約

補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である中小企業者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(5) 電力販売契約（PPA：Power Purchase Agreement）

第三者が自己の負担により、中小企業者の事業所（オフサイトPPAの場合は事業所から離れた場所）に太陽光発電設備を導入し、発電した電力を中小企業者に販売する契約をいう。

(6) リース契約等事業者

補助対象設備を導入する中小企業者と、リース契約又は電力販売契約を行う事業者をいう。

(7) リース契約等利用者

リース契約等事業者とのリース契約又は電力販売契約により、補助対象設備を導入する中小企業者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第2の要件を満たし、次の各号のいずれかの設備を導入する事業とする。

(1) 省エネルギー設備（高効率空調設備、LED照明設備）のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（共同申請の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 既存設備に替えて未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 設備の導入により省エネルギーが図られ、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるものであること。

オ 2者以上の事業者から見積書を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

カ 第6条に規定する補助対象経費が別表第3に定める補助対象設備毎に50万円以上の事業であること。

キ 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

(2) 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電システム(太陽光発電設備との同時導入に限る)）のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 補助対象者が市内に設置すること。

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（Feed in Tariff）制度又はFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。

オ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、申請者の市内事業所で消費すること。

カ 蓄電システムを導入する場合にあっては、蓄電システムから供給される電力が、原則、市内事業所で使用（消費）されるものであること。

キ 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した環境価値について、J-クレジット制度その他への登録、証書化等による取引を行わないこと。

ク 2者以上の事業者から見積書を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

ケ 第6条に規定する補助対象経費が別表第3に定める補助対象設備毎に50万円以上の事業であること。

コ 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業者

(2) リース契約等事業者（次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り）

ア リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。

イ リース契約又は電力販売契約において、補助金相当分がリース契約等利用者に還元されること。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象外とする。

(1) NPO法人、社会福祉法人、特別法人

(2) 市税等を滞納している者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中である者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者。

(7) 公序良俗に反する活動を行う団体

(8) 政治団体、宗教上の組織又は団体

(9) 虚偽の補助金交付申請を行った者

(10) 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資する団体

(11) その他市長が不適当と認める者

3 補助対象者がリース契約等事業者となる場合、共同申請を行うリース契約等利用者が前項の各号のいずれかに該当するときは、当該リース契約等事業者は、第1項の規定にかかわらず、本補助金の交付対象外とする。

（補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備本体並びに附属設備の設備費及び設備導入にかかる工事費とし、別表第3に掲げる経費から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額とする。

2 前項の規定に関わらず次の各号に掲げる経費は、補助対象経費の対象外とする。

(1) 設置する場所の整備工事、基礎工事に係る経費

(2) 設備導入にあたっての調査費、設計費、事務費

(3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄・移設等に係る経費

(4) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費

(5) 諸経費・雑費などの不明瞭な経費

(6) 補助対象者が施工した場合に係る経費（リース契約及び電力販売契約による導入時は除く。）

- (7) メンテナンス費（保証料）、保守契約費用
- (8) 消費税及び地方消費税
- (9) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (10) 値引き費用（ポイント等の利用による値引きも含む）
- (11) 各種保証・保険料、振込手数料等
- (12) 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が難しいもの
- (13) その他市長が適当でないと認める経費

3 補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表第1によるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期限までに補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請期限前に補助金交付申請額が予算額に達した場合には、前項の規定に関わらず、その日をもって交付申請の受付を終了するものとする。

3 前項に規定する受付を終了する日に複数の交付申請があった場合は、抽選により補助事業者を決定するものとする。

（交付の決定及び不交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、省エネルギー設備等導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めた場合は、補助金の不交付を決定し、省エネルギー設備等導入補助金不交付決定通知書（第3号様式。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付決定を受ける前に第7条に規定する交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下届出書（第4号様式。以下「取下届出書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、取下届出書を受け付けたときは、前条第2項に規定する不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業に着手する前に別表第4に掲げるもののうち変更

があるものを添付のうえ、事業計画変更承認申請書（第５号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業に着手する前に計画変更申請書を提出できないやむを得ない事由があると市長が判断した場合はこの限りではない。

（１）補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。

（２）その他市長が必要と認めるとき。

２ 市長は、前項に規定する承認をしたときは、省エネルギー設備等導入補助金事業計画変更承認通知書（第６号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

３ 市長は、必要があると認めるときは、第１項に規定する承認に関し条件を付することができるものとする。

（中止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の一部又は全部を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書（第７号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項に規定する承認をしたときは、省エネルギー設備等導入補助金事業中止承認通知書（第８号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、令和８年３月１３日までに実績報告書兼補助金請求書（第９号様式）に、別表第５に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告書兼補助金請求書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付額を確定（以下「額確定」という。）するものとする。

２ 市長は、額確定をしたときは、省エネルギー設備等導入補助金補助金額確定通知書（第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の額確定の日から原則３０日以内に補助金を補助事業者へ支払うものとする。

（補助回数制限）

第15条 第５条に規定する補助対象者において、補助金の交付を受けられるのは、同一年度において、一つの補助対象者あたり一回限りとする。ただし、リース契約等事業者が補助対象者の場合はこの限りではない。

（取得財産等の管理）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助対象設備を減価償却資産の耐用

年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象設備を、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定に関わらず補助事業者の責に帰することのできない事由により別に定める期間内に財産処分をした場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、定められた期間内に当該補助対象設備の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等事業者がリース契約等利用者に対して補助対象設備の譲渡等を行う場合には、当該事項について契約書等に明記しなければならない。
- 6 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等利用者が補助対象設備の譲渡等を受け、定められた期間が経過した後に当該設備を処分する場合には、譲渡等を受けた者の責任において適切に行われなければならない。
- 7 譲渡による財産処分を行った場合、前項までに規定する取得財産等の管理における義務は、譲渡先事業者に移転するものとし、譲渡先事業者に適用するものとする。

（交付決定及び補助金交付額の確定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合、交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に規定する取消しをしたときは、省エネルギー設備等導入補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、額確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還及び加算金・延滞金）

第18条 市長は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還するよう命ずることができる。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（法人情報に関する事項）

第19条 市長が事務の執行にあたり申請者から取得した法人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。

- (1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
 - (2) 地球温暖化防止等に関する資料、アンケート等の送付
- 2 本事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書兼請求書及び添付された書類等は返却しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りで

ない。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日（第17条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合を含む。）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告・協力）

第21条 市長は、補助事業者等に対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 前項の規定により、市長から求めがあった場合は、補助事業者等は協力するものとする。

（委任）

第22条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象設備	補助率	補助限度額	補助金の額
高効率空調設備	1/2	200 万円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
LED 照明設備			
太陽光発電設備			
蓄電システム			

※ 補助金の額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2（第 4 条関係） 補助対象事業の要件

補助対象設備	要件
高効率空調設備	トップランナー基準を達成するもの ※省エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき定められた令和 7 年 4 月 1 日時点で有効の省エネルギー性能の目標基準達成率 100%以上を達成するもの
LED 照明設備	既存の照明設備を新たに LED 照明に更新するもの ※次の場合は対象外とする。 ・ LED 照明から LED 照明への交換 ・ 電気工事を伴わない光源部のみ（電球や照明器具等）の交換 ・ 照明器具の交換を行わず、配線工事等を行うことによって光源部のみ交換
太陽光発電設備	・ 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1:2016 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。
蓄電システム	・ JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 ・ 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。 ・ 充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること。 ・ 常時、太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・ 太陽光発電設備との同時導入に限る。

別表第3（第4条関係及び第6条関係） 補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
高効率空調設備	設備本体及び付属設備の購入並びに設置に係る費用
LED照明設備	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用

別表第4（第7条関係） 補助金交付申請書の添付書類

番号	添付書類
1	・（法人の場合）登記事項証明書（会社・法人）の原本又は写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 ・（個人事業主の場合）開業届の控えまたは直近の確定申告書の写し
2	誓約書兼同意書（別記様式第1号） ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分
3	補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの（仕様書、カタログ等）
4	補助対象経費を確認できる補助対象設備の見積書の写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※2者以上の見積書の写し
5	見込削除効果試算表（別記様式第2-1号、別記様式第2-2号） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
6	既存設備の仕様等がわかるもの（仕様書、カタログ、銘板部分の写真等） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
7	補助対象設備を導入する事業所全体及び導入場所を確認できるカラー写真（事業所外観、設備の設置予定場所、既存設備の現況のカラー写真等）
8	補助対象設備の配置図
9	補助金還元確認書（別記様式第3号） ※申請者がリース契約等事業者である場合に限る
10	その他市長が必要と認めるもの

別表第5（第12条関係） 実績報告書兼補助金請求書の添付書類

番号	添付書類
1	補助対象設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工に関する内容や契約日等が確認できる書類（契約書、発注書等の写し） ※共同申請の場合、補助金相当額が共同申請者（リース契約等利用者）に還元されることが確認できること
2	補助対象設備の導入費用についてわかるもの（請求書等の写し）
3	補助対象設備の導入費用に係る支払いを確認できるもの（領収書等の写し）
4	補助事業者による補助対象設備の導入を確認できるもの（納品書、保証書等）
5	削減効果試算表（別記様式第4-1号、別記様式第4-2号） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
6	補助対象設備の設置状況が確認できる現況のカラー写真
7	電力会社との協議内容が分かる書類（契約書、契約連系申込書等） ※太陽光発電設備を導入する場合に限る
8	通帳の写し ※補助金の振込先口座の情報を確認できること ※振込先口座は補助事業者名義の口座に限る
9	その他市長が必要と認めるもの